

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は私ども第四北越銀行をお引き立ていただき、厚く御礼申し上げます。

以下「お手続きの流れ」にそって、お手続きいただきますようお願い申し上げます。

なお、ご不明な点がございましたら、お気軽にコールセンターまでお問い合わせください。

今後とも一層のご愛顧を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬 具

## お手続きの流れ（新規お申し込み）

### ① 窓口・電話にてお申し込み

### ② 受付審査と回答

電話にて受付審査結果をご連絡します。

### ③ 申込書類のプリントアウト

受付審査がお済の方は、ホームページ画面の [正式申込はこちら](#)

ボタンを押して、A4サイズの普通紙にプリントアウトしてください（本紙1枚含め合計9枚）。

### ④ 申込書類のご記入

必ず「お借り入れをされるご本人さま」がご記入ください。

※修正液等による訂正ができませんので、お間違いのないようお願い致します。

### ⑤ 申込書類の送付

| F A X                                                                                                                   | ご 郵 送                                                                                                                                                             |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>以下の書類を下記FAX番号あてに送信してください（受付時間：24時間365日）。</p> <p style="text-align: center;"><b>FAX番号</b><br/><b>025-288-5426</b></p> | <p>郵便でご送付を希望される場合は、添付の返信用封筒、またはお手持ちの封筒に以下の書類を同封のうえ、書類を郵送ください。</p> <p>添付の返信用封筒をご利用される場合は、中身が透けないよう厚い印刷用紙で印刷いただきますようお願いいたします。</p> <p>なお、お手数ですが切手をお貼りのうえご投函ください。</p> |

#### 〈ご送付いただく書類〉

1. 借入申込書兼保証委託依頼書
2. 暗証番号届（カードローンタイプをお申込みのかた）
3. 本人確認資料
  - ※以下のいずれか1点（有効期限内のもの）をご用意ください。
  - ※本人確認資料は、顔写真・文字がかけないように印刷してください。
  - (1) 運転免許証<sup>※1</sup>
  - (2) パスポート<sup>※2</sup>
  - (3) マイナンバーカード<sup>※3</sup>
  - ※1 現住所の記載があるものに限ります。表・裏両面の写しが必要です。
  - ※2 日本国内で発行のもので、2020年2月3日以前に発給申請されたものに限ります。  
顔写真のページと所持人記載欄（お名前・現住所等の記載箇所にご記入いただいたもの）の両方のページの写しが必要です。
  - ※3 表面の写しが必要です（裏面の写しは不要です）。
4. 収入証明資料（提出がご不要の場合は、当行から連絡いたします）
  - ※以下のいずれか1点（最新年度のもの）をご用意ください。
  - (1) 源泉徴収票
  - (2) 所得証明書 等
5. 合格通知書または在学証明書 等

〈お問い合わせ先〉コールセンター 電話番号：0120-86-4464



カードローンタイプをお申込みのかたのみご記入ください。

## 教育ローン 暗証番号届

ローン受付センター

**FAX 025-288-5426**

(受付時間：24時間365日)

|             |                            |  |  |  |  |
|-------------|----------------------------|--|--|--|--|
| 申込日         | 令和      年      月      日    |  |  |  |  |
| フリガナ        |                            |  |  |  |  |
| お名前<br>(自署) |                            |  |  |  |  |
| ご住所         | 〒      —                   |  |  |  |  |
|             | 都 道      市 区<br>府 県      郡 |  |  |  |  |

### 〈注意〉暗証番号について

4ケタの数字をご記入下さい。

他人に推測されにくい番号をご指定下さい。

以下の番号は、特に他人に推測されやすいので指定しないで下さい。

- ①生年月日の組み合わせ    ②ご自宅の電話番号・携帯電話番号  
③同一数字4ケタ    ④住所の地番    ⑤自動車のナンバー

暗証番号

○本暗証番号届は訂正できません。ご記入内容を訂正される場合は、新しい用紙にご記入下さい。

本暗証番号届は、カード発行手続き終了後に当行で廃棄させていただきます。

銀行使用欄

|     |   |   |      |  |  |  |  |  |  |  |     |  |
|-----|---|---|------|--|--|--|--|--|--|--|-----|--|
| 店番号 |   |   |      |  |  |  |  |  |  |  | 検 印 |  |
| 科 目 | 9 | 6 | 口座番号 |  |  |  |  |  |  |  |     |  |

■下記の封筒を切り抜いて  
ご使用ください。

切手を貼って  
ご投函ください。

50g 以内  
110 円

9 5 0 - 0 9 1 6

新潟市中央区米山二丁目二四番地

新潟駅南センタービル3階

(株)第四北越銀行

ローン受付センター 行

# 教育ローン借入規定（カードローンタイプ）

## 第1条（契約）

本契約は、借主からの申込を株式会社第四北越銀行（以下「銀行」という）が承諾し、カードローン口座を開設した時に成立します。

## 第2条（取引口座の開設）

- 教育ローン取引（以下「本取引」といいます）は、銀行本支店のうちいずれか1ヵ店のみでカードローン口座を開設できるものとします。
- カードローン口座については、通帳を発行しません。なお、本取引をご利用された場合には、毎月1回取引明細書を郵送または電子交付します。
- 借主は、あらかじめ借主主義の返済用口座を指定するものとします。

## 第3条（取引の方法）

- 銀行は、借主の希望により本取引に使用するための「教育ローンカード」（以下「カード」といいます）を発行します。
- 本取引においては、カードおよび現金自動支払機（以下「CD」といいます）・現金自動預入払出機（以下「ATM」といいます）の利用による当座貸越取引とし、小切手・手形の振出または引受、公共料金等の自動支払は行いません。
- 本取引においては、返済用口座への自動融資は行いません。
- 前項2.に定めるほか、銀行本支店においてはCD・ATMにかえ、銀行所定の当座預金請求書に借主の氏名および金額を記入のうえ、本人確認資料を添えて窓口へ提出することにより借入を行うこともできるものとします。
- CD・ATMの利用手数料が発生したときは貸越元金に組み入れるものとします。

## 第4条（カードローン貸越極度額）

- 本取引におけるカードローン貸越極度額は、当行および第四北越信用保証株式会社（以下「保証会社」という）が審査のうえ決定し、借主に通知します。
- 銀行は前項にかかわらず本取引のカードローン貸越極度額を変更できるものとし、この場合銀行は変更後のカードローン貸越極度額および変更日等必要な事項を通知します。

## 第5条（カードローン貸越利用期限等）

本取引によるカードローン貸越利用期限は、就学者の卒業予定年月の月末日までとします。

## 第6条（カードローン貸越利用期間中の元金金返済）

- 本取引にもとづく当座貸越借入金は、第5条のカードローン貸越利用期限までの間、カードローン口座に直接入金する方法により随時に任意の金額を返済できるものとします。ただし、小切手・約束手形・証券類はカードローン口座へ直接入金できないものとします。
- 前項の返済方法は、銀行本支店窓口において、銀行所定の入金票に氏名・金額を記入のうえ提出することによるほか、カードを使用し銀行ATMにより返済を行うことができます。
- 前項による場合、カードローン口座への入金が貸越残高を超えるときは、その超過金額を返済用口座に自動入金するものとします。
- 本取引の借入金の利息（保証料を含みます）は、付利単位を100円とし、毎月26日（銀行休業日の場合は翌営業日）の前日に最終残高比較法により前月の利息引落し日から当月の利息引落し日の前日までの毎日の利息対象残高を合計したものに、銀行の定める利率（貸越利率と保証料を合算したもの）を乗じて、365日の日割り計算により算出し、毎月26日（銀行休業日の場合は翌営業日）に返済用口座から自動引落しするものとします。
- 前項の自動引落しは返済用口座から普通預金通帳（総合口座通帳）および同払戻請求書なしで引落しを行います。借主は毎月26日（銀行休業日の場合は翌営業日）の前日までに、返済用口座に利息相当額以上の金額を預け入れます。万一預け入れが遅延した場合には、銀行は預け入れ後についても同様の取扱いができるものとします。また、返済用口座の残高が利息相当額に満たない場合には、銀行は一部の返済に充当する取扱いを行わないものとし、利息の支払いが遅延することになります。

## 第7条（カードローン貸越利用期限到来後の元金金返済）

- カードローン貸越利用期限以降も貸越残高がある場合、借主はカードローン貸越利用期限の属する月の翌月26日（銀行休業日の場合は翌営業日）に貸越元金を返済元金とし、同月を含め返済期間10年で、次の各号のいずれかの方法により利息を計算し、各返済日に毎回の返済額を支払うものとします。なお、ボーナス返済も併用できるものとします。ボーナス返済を併用する場合、借主は、貸越元金のうちボーナス返済を行う割合を、あらかじめ指定するものとします。
  - 元利均等返済方法による借入の場合
    - 利息は各返済日に後払いするものとし、毎回の元金返済額は均等とします。
    - 毎回の元金返済額のうち前回返済日の翌日（第1回目の場合は当初借入日）から返済日までの借入金元本残高に対し、所定の利率によって計算した金額を利息として支払い、残余の部分を元本の返済にあてるものとします。
    - 利息は、毎月返済分およびボーナス返済分ごとに月割計算（元金残高×利率×月数÷12）により算出します。ただし、借入日から初回返済日までの期間が元金返済の間隔に満たない場合は、毎回の返済額と異なる場合があります。
    - 最終回返済額は利息計算の端数処理のため、毎回返済額と異なる場合があります。
  - 前号以外の弁済方法による借入の場合
    - 1年を365日とした日割計算によるものとします。
- 借主は元金返済のため、各返済日（返済日が銀行休業日の場合はその翌営業日。以下同様とします）までに毎回の元金返済額（半年毎のボーナス返済併用の場合には、ボーナス返済日にボーナス返済額を毎月の返済額に加えた額。以下同様とします）相当額を返済用口座に預け入れておくものとします。
- 銀行は各返済日に普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書または小切手によらず返済用口座から引き落としのうえ、毎回の元金返済の返済にあてます。ただし、返済用口座の残高が毎回の元金返済額に満たない場合には、銀行はその一部の返済にあてる取扱いせず、返済が遅延することになります。
- 毎回の元金返済額相当の預け入れが各返済日より遅れた場合には、銀行は元金返済額と損害金の合計額をもって前項と同様の取扱いができるものとします。
- 第15条によって繰り上げ返済する場合および第14条によってこの契約による債務全額を返済しなければならない場合は、本条第2項および第3項によらず銀行の指定する方法とします。
- 借主がこの債務を期限前に繰り上げて返済できる日は、借主があらかじめ指定した毎月の返済日とし、この場合には繰り上げ返済日の10日前までに銀行へ通知するものとします。
- 全額繰り上げ返済により半年ごと増額返済部分の未払い利息がある場合には、繰り上げ返済日に支払うものとします。
- 借主が全額繰り上げ返済をする場合には、銀行所定の手数料を銀行あて支払うものとします。
- 一部繰り上げ返済をする場合には前項6.、7.によるほか、次表のとおり取扱うものとし、銀行店頭に表示された銀行所定の手数料を銀行あて支払うものとします。

|             | 毎月返済のみ                                                      | 半年ごとの増額返済併用                                                      |
|-------------|-------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------|
| 繰り上げ返済できる金額 | 繰り上げ返済日に続く月単位の返済元金の合計額                                      | 下記①と②の合計額<br>①繰り上げ返済日に続く6ヵ月単位に取りまとめた毎月の返済元金<br>②その期間中の半年ごと増額返済元金 |
| 返済期日の繰り上げ   | 返済元金に応じて、以降の各返済日を繰り上げます。この場合にも、繰り上げ返済後に適用する利率は、変わらないものとします。 |                                                                  |

## 第8条（変動金利型の利率の変更）

- 借入利率変更の基準  
借入利率は、銀行短期プライムレートに連動する銀行の長期最優遇貸出金利（以下「基準金利」といいます）を基準として、基準金利の変動幅と同幅だけ引き上げまたは引き下げられることに同意します。ただし、金融情勢の変化、その他相当の事由により基準金利が廃止された場合には、基準金利を一般に行われる程度のものに変更することに同意します。
- 借入利率変更の算出基準日と変更日および元金返済額の見直し
  - 借入利率は、毎年4月1日および10月1日（以下「基準日」といいます）に見直し、その日現在における基準利率と前回基準日における基準利率（借入日が前回基準日以降の場合は借入日現在における借入利率）との差だけ変動するものとします。
  - 前号により借入利率を変更する場合、変更後の借入利率の適用開始日および元金返済額の見直しは次のとおりとします。
    - ①当座貸越期間
      - 4月1日を基準日とするものは、翌5月の26日（銀行休業日の場合は翌営業日）から適用し、6月の返済日から新利率による利息を支払います。
      - 10月1日を基準日とするものは、翌11月の26日（銀行休業日の場合は翌営業日）から適用し、12月の返済日から新利率による利息を支払います。
    - ②当座貸越利用期限以降
      - 4月1日を基準日とするものは、基準日の属する6月の約定返済日の翌日とし、翌7月の約定返済日から新利率適用による元金返済が始まるものとします。ただし、半年ごとの増額返済を併用する場合は、6月以降、最初に到来する増額返済日の翌日から新利率を適用します。
      - 10月1日を基準日とするものは、基準日の属する12月の約定返済日の翌日とし、翌年1月の約定返済日から新利率適用による元金返済が始まるものとします。ただし、半年ごとの増額返済を併用する場合は、12月以降、最初に到来する増額返済日の翌日から新利率を適用します。
  - 借入利率変更による新元金返済額は、新借入利率・残存元金・残存期間にもとづき、第7条の計算方法により算出します。この場合の残存元金は、前号に定められた約定返済日現在の元金残高とします。
  - 本条により利率が変更された場合、銀行は原則として変更後第1回目の約定返済日の30日前までに、変更後の利率、返済額に占める元金および約定利息の割合等を文書により通知するものとします。

## 第9条（損害金）

借主が本規定による債務を履行しなかった場合の損害金は年14.0%（1年365日の日割り計算）とします。

## 第10条（期限前の全額返済義務）

- 借主に次の各号の事由が一つでも生じた場合には、銀行から通知・催告等がなくても本取引による債務全額について当然に期限の利益を失い、直ちにその債務全額を支払うものとします。
  - 破産、民事再生手続開始等債務整理に関して裁判所の関与する手続きの申立があったとき。
  - 営業廃止の表明、弁護士等への債務整理の委任等、支払停止したと認められる事実が発生したとき。
  - 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
  - 借主の預金その他銀行に対する債権について仮差押、保全差押または差押の命令、通知が発送されたとき。
  - 行方不明となり、銀行より借主に宛てた通知が届出の住所に到達しなくなったとき。
- 次の場合には、借主は銀行からの請求によって、本取引による債務全額について期限の利益を失い、直ちにその債務全額を支払うものとします。
  - 借主が銀行に対する債務の一部でも履行を遅滞したとき。
  - 借主がこの規定に違反したとき。
  - 借主が表記ローンの申込に際し虚偽の申告をしたことが判明したとき。
  - 前各号のほか借主の信用状態に著しい変化が生じるなど元金（損害金を含むものとします）の返済ができなくなる相当の事由が生じたとき。
- 前項の場合において、借主が住所変更の届出を怠る、あるいは借主が銀行からの請求を受領しないなど借主の責めに帰すべき事由により、請求が延着または到達しなかった場合は、通常到達すべき時期に期限の利益が失われたものとします。

## 第11条（当座貸越の中止）

- 第6条に定める当座貸越期間中の利息の支払が、毎月26日（銀行休業日の場合は翌営業日）に行われない場合、または第10条の各号により本取引による債務全額につき期限の利益を失った場合には、新たな当座貸越を受けられないものとします。
- 前項のほか金融情勢の変化、債権保全その他相当の事由がある場合は、銀行はいつでも新たな当座貸越を中止することができるものとします。

## 第12条（解約等）

- 本取引を解約する場合は、銀行所定の書面により、または銀行所定の手続きにより銀行に通知して、直ちに本取引による債務全額を返済するものとします。
- 第10条の各号の事由が生じたときは、銀行はいつでも本取引を解約することができるものとし、この場合、借主は直ちに本取引による債務全額を返済することとします。

## 第13条（反社会的勢力の排除）

- 借主および保証人は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。
  - 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
  - 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
  - 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
  - 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
  - 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 借主および保証人は、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約します。
  - 暴力的な要求行為
  - 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  - 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて銀行の信用を毀損し、または銀行の業務を妨害する行為
  - その他前各号に準ずる行為
- 借主または保証人が、暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定にもとづく表明・確約に関して



虚偽の申告をしたことが判明し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、借主は銀行から請求があり次第、銀行に対するいっさいの債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済します。

- 前項の規定の適用により、借主または保証人に損害が生じた場合であっても、借主は銀行になんらの請求をしません。また、銀行に損害が生じたときは、借主または保証人がその責任を負います。
- 第3項の規定により、債務の弁済がなされたときに、本約定は失効するものとします。

#### 第14条（銀行からの相殺等）

- 銀行は、この契約による債務のうち各返済日が到来したもの、または第6条によって返済しなければならないこの契約による債務全額と借主の銀行に対する預金その他の債権とを、その債権の期限のいかににかかわらず相殺することができます。また、預金その他の債権の残高が、借主の債務全額を消滅させるに足りないときは、当行は該当の預金その他の債権を解約することができるものとします。この場合、書面により通知するものとします。
- 前項によって相殺をする場合には、債権債務の利息および損害金の計算期間は相殺計算実行日までとし、預金その他の債権の利率については、預金規定等の定めによります。ただし、期限未到来の預金等の利息は、期限前解約利率によらず約定利率により1年を365日とし、日割りで計算します。

#### 第15条（借主からの相殺）

- 借主は、この契約による債務と期限の到来している借主の預金その他の債権とを、この債務の期限が未到来であっても相殺することができます。
- 前項によって相殺をする場合、相殺計算実行の時期は毎月の返済日とし、金額および相殺計算実行後の各返済日の繰り上げ等については第7条に準ずるものとします。この場合、相殺計算実行日の10日前までに銀行へ書面により相殺の通知をするものとし、預金その他の債権の証書および通帳は届出印を押印してただちに銀行へ提出するものとします。
- 前項1によって相殺をする場合には、債権債務の利息および損害金の計算期間は相殺計算実行日までとし、預金の利率については預金規定等の定めによります。

#### 第16条（債務の返済等にあてる順序）

- 銀行から相殺をする場合に、この契約による債務のほかに銀行取引上の他の債務があるときは、銀行は債権保全上等の事由により、どの債務との相殺にあてるかを指定することができます。借主は、その指定に対して異議を述べないものとします。
- 借主から返済または相殺をする場合に、この契約による債務のほかに銀行取引上の他の債務があるときは、借主はどの債務の返済または相殺にあてるかを指定することができます。なお、借主が指定をしなかったときは、銀行がどの債務の返済または相殺にあてるかを指定ことができ、借主はその指定に対して異議を述べないものとします。
- 借主の債務のうち一つでも返済の遅延が生じている場合などにおいて、前項の借主の指定により、債権保全上支障が生じるおそれがあるときは銀行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮してどの債務の返済または相殺にあてるかを指定することができます。借主はその指定に対し異議を述べないものとします。
- 本条により銀行が指定する借主の債務については、その期限が到来したものとします。

#### 第17条（危険負担および代わり契約証書等の差し入れ）

- 銀行に差し入れた契約書等が事変、災害等銀行の責めに帰すことのできない事情によって紛失、滅失または損傷した場合には、銀行の帳簿、伝票等の記録にもとづいて債務を返済します。
- この場合、借主は銀行の請求によって代わり契約証書等を差し入れるものとします。

#### 第18条（保証人の追加）

借主または保証人の信用不安等の債権保全を必要とする相当の事由が生じた場合には、銀行（または保証会社。以下同様とします）からの請求により、借主は遅滞なくこの債権を保全しうる保証人をため、またはこれを追加、変更するものとします。

#### 第19条（保証）

- 保証人は借主がこの契約によって負担するいっさいの債務について、借主と連帯して保証債務を負い、その履行については、この契約に従うものとします。
- 保証人は、借主の銀行に対する預金その他の債権をもって相殺は行わないものとします。
- 保証人は、銀行が相当と認めるときは担保または他の保証を変更、解除しても免責は主張しないものとします。
- 保証人がこの契約による保証債務を履行した場合、代位によって銀行から取得した権利は、借主と銀行との間に、この契約による残債務または保証人が保証している他の契約による残債務がある場合には、銀行の同意がなければこれを行使しないものとします。
- 保証人が借主と銀行との取引についてほかに保証をしている場合には、その保証はこの保証契約により変更されないものとし、また、ほかに限度額の定めのある保証をしている場合には、その保証限度額にこの保証の額を加えるものとします。保証人が借主と銀行との取引について、将来ほかに保証した場合にも同様とします。

#### 第20条（署名）

- 銀行が本取引にかかわる諸届その他の書類になされた署名を、借入申込書等の署名と相当の注意をもって照合し、相違ないと認めて取扱ったときは、それらの書類につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのため生じた損害については借主の負担とし、銀行は責任を負わないものとします。
- 本規定による銀行の権利の行使もしくは保全に要した費用は、借主が負担します。

#### 第21条（届出事項）

- 氏名、住所、電話番号その他銀行に届け出た事項に変更があったときは、借主および保証人はただちに銀行に書面で届け出るものとします。
- 借主および保証人が前項の届け出を怠ったため、銀行が借主および保証人から最後に届出のあった氏名、住所にあてて通知または送付書類を発送した場合には、延着または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとします。

#### 第22条（報告および調査）

- 借主は、銀行が債権保全上必要と認めて請求した場合には、借主および保証人の信用状態についてただちに報告し、また調査に必要な便益を提供するものとします。
- 借主は、借主もしくは保証人の信用状態について重大な変化を生じたとき、または生じるおそれのあるときは、銀行に報告するものとします。

#### 第23条（成年後見人等の届出）

- 借主およびその代理人は、家庭裁判所の審判により、借主について補助・保佐・後見が開始された場合には、ただちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって銀行に届出るものとします。
- 借主およびその代理人は、家庭裁判所の審判により、借主について任意後見監督人の選任がなされた場合には、ただちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって銀行に届出るものとします。
- 借主およびその代理人は、借主についてすでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前項1、2と同様に銀行に届出るものとします。
- 借主およびその代理人は、前項1から前項3の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に銀行に届出るものとします。
- 前項1から前項4の届出前に生じた損害については、銀行の責めに帰すべき事由による場合を除き、銀行は責任を負わないものとします。

#### 第24条（公正証書の作成）

借主は、銀行の請求があるときはただちにこの約定による債務について強制執行の認諾がある公正証書を作成するため必要な手続きをします。このために要した費用は借主が負担するものとします。

#### 第25条（費用の負担）

借主または保証人に対する権利の行使または保全に関する費用は借主が負担するものとします。

#### 第26条（諸費用の支払方法）

本契約に関し借主が負担すべき次の諸費用については、借入金額から差引くか、第6条に準じ銀行所定の日に費用相当額を返済用預金口座から引落しとのうえ、支払うものとします。

- 借主が銀行に対して支払うべき利息・手数料・損害金および銀行が立替えた郵送料、印紙代、確定日付料
- 借主が保証会社に対して支払うべき保証料・事務取扱手数料
- 第24条および第25条に該当する費用
- その他、本件借入に関し借主が負担すべき費用

#### 第27条（債権譲渡）

- 借主は、銀行が将来この契約による債権を他の金融機関等に譲渡（以下本条においては信託を含むものとします）することおよび銀行が譲渡した債権を再び譲り受けることを承諾します。
- 前項により債権が譲渡された場合、銀行は譲渡した債権に関し、譲受人（以下本条においては信託の受託者を含むものとします）の代理人となるものとします。借主は銀行に対して、従来どおり毎回の元金返済額を支払い、銀行はこれを譲受人に交付するものとします。

#### 第28条（合意管轄）

この契約に関して訴訟の必要が生じた場合には、銀行本店または取引店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とするものとします。

#### 第29条（譲渡・質入の禁止）

カードの譲渡・質入れまたは貸与は禁止します。これによって損害が発生した場合は、すべて借主が負担します。

#### 第30条（管理・回収業務の委託）

銀行は、借主に対して有する債権の管理・回収業務を、「債権管理回収業に関する特別措置法」に基づき法務大臣より営業許可を受けた債権管理回収専門会社に対して委託をすることができるものとします。

#### 第31条（会話内容の記録）

銀行は、お客さまからのお申出内容を正確に把握するため、契約の成立・不成立に関わらず、電話によるお客さまと銀行の会話内容を録音により記録し、相当期間保管することがあります。

#### 第32条（規定の変更）

この規定の内容を変更する場合は、銀行は変更内容および変更日をホームページへの掲載により通知します。この場合、変更日以降は変更後の内容により本取引を行うものとします。

以上



# 教育ローン借入規定（一括借入タイプ）

## 第1条（契約）

本契約は、借主からの申込を株式会社第四北越銀行（以下「銀行」という）が承諾し、融資の実行をもって成立します。

## 第2条（借入金の受領方法）

借主がこの契約により銀行から借入れる金銭は銀行における借主名義の預金口座への入金の方法により交付を受けるものとします。なお、その入金日をもって借入日とします。

## 第3条（利息・損害金、および返済額）

- 借主は次の各号のいずれかの方法により利息を支払うものとします。
  - ①利息は各返済日に後払いするものとし、毎回の元利金返済額は均等とします。
  - ②毎回の元利金返済額のうち前回返済日の翌日（第1回目の場合は当初借入日）から返済日までの借入金元本残高に対し、所定の利率によって計算した金額を利息として支払、残余の部分を元本の返済にあてるものとします。
  - ③利息は、毎回返済部分および増額返済部分ごとに月割計算（元金残高×利率×月数÷12）により算出します。ただし、借入日から初回返済日までの期間が元利金の返済間隔に満たない場合は、1年を365日とし日割計算によるものとします。この場合の返済額は、毎回の返済額と異なる場合があります。
  - ④最終回返済額は利息計算の端数処理のため、毎回返済額と異なる場合があります。
- 借主は、元利金の返済が遅れた場合には遅延している元金に対し、年14.0%の損害金を支払うものとします。
- 銀行は金融情勢の変化その他相当の事由がある場合には、利息およびその戻しの割合ならびに支払の時期、方法の約定を一般に行われる程度のものに変更できるものとします。

## 第4条（元利金返済額等の自動支払）

- 借主は、元利金返済のため、各返済日（返済日が銀行休業日の場合には、その日の翌営業日。以下同様とします）までに毎回の元利金返済額（半年ごと増額返済併用の場合には、増額返済日に増額返済額を毎月の返済額に加えた額。以下同様とします）相当額を返済用預金口座に預け入れておくものとします。
- 銀行は各返済日に普通預金・総合口座通帳・同払戻請求書または小切手によらず返済用預金口座から引落しとのうえ、毎回の元利金の返済にあてます。ただし、返済用預金口座の残高が毎回の元利金返済額に満たない場合には、銀行はその一部の返済にあてる取扱はせず、返済が遅延することになります。
- 毎回の元利金返済相当額の預け入れが各返済日より遅れた場合には、銀行は元利金返済額と損害金の合計額をもって前項と同様の取扱ができるものとします。
- 第9条によって繰り上げて返済する場合および第6条によってこの契約による債務全額を返済しなければならない場合は、前項1、2によらず銀行の指定する方法とします。

## 第5条（利率変更）

- 変動金利型の利率変更の基準
  - （1）借入利率は、本項第2号のいずれかの金利を基準金利とし、基準金利の変動に伴い、本条第2項による基準金利の変動幅と同幅だけ引き上げまたは引き下げられることに同意します。
  - （2）基準金利は以下のいずれかの金利とします。
    - ①銀行短期プライムレート
    - ②銀行短期プライムレートに連動する長期貸出最優遇金利
  - （3）金融情勢の変化、その他の理由により基準金利が廃止された場合には、基準金利を一般に行われる程度のものに変更することに同意します。
- 借入利率変更の算出基準日と変更日および元利金返済額の見直し
  - （1）借入利率は、毎年4月1日及び10月1日（以下「基準日」といいます）に見直し、その日現在における基準利率と前回基準日における基準利率（借入日が前回基準日以降の場合は借入日現在における借入利率）との差だけ変動するものとします。
  - （2）前項により借入利率を変更する場合、変更後の借入利率の適用開始日および元利金返済額の見直しは次のとおりとします。
    - ①4月1日を基準日とするものは、基準日の属する6月の約定返済日の翌日とし、翌7月の約定返済日から新利率適用による元利金の返済が始まるものとします。ただし、半年ごとの増額返済を併用する場合は、6月以降、最初に到来する増額返済日の翌日から新利率を適用します。
    - ②10月1日を基準日とするものは、基準日の属する12月の約定返済日の翌日とし、翌年1月の約定返済日から新利率適用による元利金の返済が始まるものとします。ただし、半年ごとの増額返済を併用する場合は、12月以降、最初に到来する増額返済日の翌日から新利率を適用いたします。
  - （3）借入利率変更による新元利金返済額は、新借入利率・残存元金・残存期間にもとづき、第3条の計算方法により算出します。この場合の残存元金は、前号に定められた約定返済日現在の元金残高とします。
  - （4）本条により利率が変更された場合、銀行は原則として変更後第1回の約定返済日の30日前までに、変更後の利率、返済額に占める元金及び約定利息の割合等を文書により通知するものとします。
- 変動金利型から固定金利型への変更の禁止  
変動金利から固定金利への契約の変更は行わないものとします。

## 第6条（期限前の全額返済義務）

- 借主に次の各号の事由が一つでも生じた場合には、銀行から通知・催告等がなくても本取引による債務全額について当然に期限の利益を失い、直ちにその債務全額を支払うものとします。
  - （1）破産、民事再生手続開始等債務整理に関して裁判所の関与する手続きの申立があったとき。
  - （2）営業廃止の表明、弁護士等への債務整理の委任等、支払停止したと認められる事実が発生したとき。
  - （3）手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
  - （4）借主の預金その他銀行に対する債権について仮差押、保全差押または差押の命令、通知が発送されたとき。
  - （5）行方不明となり、銀行より借主に宛てた通知が届出の住所に到達しなくなったとき。
- 次の場合には、借主は銀行からの請求によって、本取引による債務全額について期限の利益を失い、直ちにその債務全額を支払うものとします。
  - （1）借主が銀行に対する債務の一部でも履行を遅滞したとき。
  - （2）借主がこの規定に違反したとき。
  - （3）借主が表記ローンの申込に際し虚偽の申告をしたことが判明したとき。
  - （4）前各号のほか借主の信用状態に著しい変化が生じたとき元利金（損害金を含むものとします）の返済ができなくなる相当の事由が生じたとき。
- 前項の場合において、借主が住所変更の届出を怠る、あるいは借主が銀行からの請求を受領しないなど借主の責めに帰すべき事由により、請求が延着しまたは到達しなかつた場合は、通常到達すべき時期に期限の利益が失われたものとします。

## 第7条（反社会的勢力の排除）

- 借主および保証人は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。
  - （1）暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
  - （2）暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
  - （3）自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用してしていると認められる関係を有すること
  - （4）暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
  - （5）役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 借主および保証人は、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約します。
  - （1）暴力的な要求行為
  - （2）法的な責任を超えた不当な要求行為
  - （3）取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  - （4）風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて銀行の信用を毀損し、または銀行の業務を妨害する行為
  - （5）その他前各号に準ずる行為
- 借主または保証人が、暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、借主は銀行から請求があり次第、銀行に対するいっさいの債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済します。
- 前項の規定の適用により、借主または保証人に損害が生じた場合であっても、借主は銀行にならぬ請求をしません。また、銀行に損害が生じたときは、借主または保証人がその責任を負います。
- 第3項の規定により、債務の弁済がなされたときに、本約定は失効するものとします。

## 第8条（銀行からの相殺等）

- 銀行は、この契約による債務のうち各返済日に到来したもの、または第6条によって返済しなければならないこの契約による債務全額と借主の銀行に対する預金その他の債権とを、その債権の期限のいかんにかかわらず相殺することができます。また、預金その他の債権

の残高が、借主の債務全額を消滅させるに足りないときは、銀行は該当の預金その他の債権を解約することができるものとします。この場合、書面により通知するものとします。

- 前項によって相殺をする場合には、債権債務の利息および損害金の計算期間は相殺計算実行日までとし、預金その他の債権の利率については、預金規定等の定めによります。ただし、期限未到来の預金等の利息は、期限前解約利率によらず約定利率により1年を365日とし、日割りで計算します。

## 第9条（繰り上げ返済）

- 借主がこの債務を期限前に繰り上げて返済できる日は毎月の返済日とし、この場合には繰り上げ返済の10日前までに銀行へ通知するものとします。
- 全額繰り上げ返済により半年ごと増額返済部分の未払利息がある場合には、繰り上げ返済日に支払うものとします。
- 一部繰り上げ返済をする場合は、前項1、2に準ずるほか、次表のとおり取り扱うものとします。

| 毎月返済のみ           |                                                           | 半年ごとの増額返済併用                                                          |
|------------------|-----------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------|
| 繰り上げ返済で<br>える金 額 | 繰り上げ返済日に続く<br>月単位の返済元金の合計額                                | 下記の①と②の合計額<br>① 繰り上げ返済日に減(6ヵ月単位)に取りまとめた毎月の返済元金<br>② その期間中の半年ごと増額返済元金 |
| 返済期 日            | 返済元金に応じて以降の返済日を繰り上げます。この場合にも、繰り上げ返済日に適用する利率は、変わらないものとします。 |                                                                      |

## 第10条（借主からの相殺）

- 借主は、この契約による債務と期限の到来している借主の預金その他の債権とを、この債務の期限が未到来であっても相殺することができます。
- 前項によって相殺をする場合、相殺計算実行の時期は毎月の返済日とし、金額および相殺計算実行日の各返済日の繰り上げ等については第9条に準ずるものとします。この場合、相殺計算実行日の10日前までに銀行へ書面により相殺の通知をするものとし、預金その他の債権の証書および通帳は届出印を押印してただちに銀行へ提出するものとします。
- 前項1によって相殺をする場合には、債権債務の利息および損害金の計算期間は相殺計算実行日までとし、預金の利率については預金規定等の定めによります。

## 第11条（債務の返済等にあてる順序）

- 銀行から相殺をする場合には、この契約による債務のほかに銀行取引上の他の債務があるときは、借主は債権保全上等の事由により、どの債務との相殺にあてるかを指定することができます。借主は、その指定に対して異議を述べないものとします。
- 借主から返済または相殺をする場合に、この契約による債務のほかに銀行取引上の他の債務があるときは、借主はどの債務の返済または相殺にあてるかを指定することができます。なお、借主が指定をしなかったときは、銀行がどの債務の返済または相殺にあてるかを指定することができ、借主はその指定に対して異議を述べないものとします。
- 借主の債務のうち、借主でも返済の遅延が生じている場合などにおいて、前項の借主の指定により、債権保全上支障が生じるおそれがあるときは銀行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮してどの債務の返済または相殺にあてるかを指定することができます。借主はその指定に対し異議を述べないものとします。
- 本条により銀行が指定する借主の債務については、その期限が到来したものとします。

## 第12条（危険負担および代わり契約証書等の差し入れ）

- 銀行に差し入れた契約書等が事変、災害等銀行の責めに帰すことのできない事情によって紛失、滅失または損傷した場合には、銀行の帳簿、伝票等の記録にもとづいて債務を返済します。
- この場合、借主は銀行の請求によって代わり契約証書等を差し入れるものとします。

## 第13条（保証人の追加）

借主または保証人の信用不安等の債権保全を必要とする相当の事由が生じた場合には、銀行（または保証会社。以下同様とします）からの請求により、借主は遅滞なくこの債権を保全しうる保証人をたて、またはこれを追加、変更するものとします。

## 第14条（保証）

- 保証人は借主がこの契約によって負担するいっさいの債務について、借主と連帯して保証債務を負い、その履行については、この契約に従うものとします。
- 保証人は、借主の銀行に対する預金その他の債権をもって相殺は行わないものとします。
- 保証人は、銀行が相当と認めるときは担保または他の保証を変更、解除しても免責は主張しないものとします。
- 保証人がこの契約による保証債務を履行した場合、代位によって銀行から取得した権利は、借主と銀行との間に、この契約による残債務または保証人が保証している他の契約による残債務がある場合には、銀行の同意があればこれを行使しないものとします。
- 保証人が借主と銀行との取引については担保をされている場合には、その保証はこの保証契約により変更されないものと、また、ほかに限度額の定めのある保証をしている場合には、その保証限度額にこの保証の額を加えるものとします。保証人が借主と銀行との取引について、将来ほかに保証した場合にも同様とします。

## 第15条（届出事項）

- 氏名、住所、電話番号その他銀行に届け出た事項に変更があったときは、借主および保証人はただちに銀行に書面で届け出るものとします。
- 借主および保証人が前項の届け出を怠ったとき、銀行が借主および保証人から最後に届出のあった氏名、住所にあてて通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかつたときでも通常到達すべき時に到達したものとします。

## 第16条（報告および調査）

- 借主は、銀行が債権保全上必要と認めて請求した場合には、借主および保証人の信用状態についてただちに報告し、また調査に必要な便宜を提供するものとします。
- 借主は、借主もしくは保証人の信用状態について重大な変化を生じたとき、または生じるおそれのあるときは、銀行に報告するものとします。

## 第17条（成年後見人等の届出）

- 借主およびその代理人は、家庭裁判所の審判により、借主について補助・保佐・後見が開始された場合には、ただちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって銀行に届出するものとします。
- 借主およびその代理人は、家庭裁判所の審判により、借主について任意後見監督人の選任がなされた場合には、ただちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって銀行に届出するものとします。
- 借主およびその代理人は、借主についてすでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前項1、2と同様に銀行に届出するものとします。
- 借主およびその代理人は、前項1から前項3の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に銀行に届出するものとします。
- 前項1から前項4の届出前に生じた損害については、銀行の責めに帰すべき事由による場合を除き、借主は責任を負わないものとします。

## 第18条（公正証書の作成）

借主は、銀行の請求があるときはただちにこの約定による債務について強制執行の認諾がある公正証書を作成するに必要な手続きをします。このために要した費用は借主が負担するものとします。

## 第19条（費用の負担）

借主または保証人に対する権利の行使または保全に関する費用は借主が負担するものとします。

## 第20条（諸費用の支払方法）

- 本契約に關し借主が負担すべき次の諸費用については、借入金額から差引くか、第4条に準じ銀行所定の日に費用相当額を返済用預金口座から引落しとのうえ、支払うものとします。
- 借主が銀行に対して支払うべき利息・手数料・損害金および銀行が立替えた郵送料、印紙代、確定日付料
  - 借主が保証会社に対して支払うべき保証料・事務取扱手数料
  - 第18条および第19条に該当する費用
  - その他、本件借入に關し借主が負担すべき費用

## 第21条（債権譲渡）

- 借主は、銀行が将来この契約による債権を他の金融機関等に譲渡（以下本条においては信託を含むものとします）することおよび銀行が譲渡した債権を再び譲り受けることを承諾します。
- 前項により債権が譲渡された場合、銀行は譲渡した債権に關し、譲受人（以下本条においては信託の受託者を含むものとします）の代理人となるものとします。借主は銀行に対して、従来どおり毎回の元利金返済額を支払い、銀行はこれを譲受人に交付するものとします。

## 第22条（合意管轄）

この契約に關して訴訟の必要が生じた場合には、銀行本店または取引店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とするものとします。

## 第23条（管理・回収業務の委託）

銀行は、借主に対して有する債権の管理・回収業務を、「債権管理回収業に関する特別措置法」に基づき法務大臣より営業許可を受けた債権管理回収専門会社に対して委託をすることができるものとします。

## 第24条（会話内容の記録）

銀行は、お客さまからのお申出内容を正確に把握するため、契約の成立・不成立に関わらず、電話によるお客さまと銀行の会話内容を録音により記録し、相当期間保管することがあります。

## 第25条（規定の変更）

この規定の内容を変更する場合は、銀行は変更内容および変更日をホームページに掲載により通知します。この場合、変更日以降は変更後の内容により本取引を行うものとします。



## 教育ローン保証委託約款

保証委託者（以下「私」という）は、次の各条項を承認のうえ、株式会社第四北越銀行（以下「銀行」という）との教育ローン借入規定（カードローンタイプ）または教育ローン借入規定（一括借入タイプ）にもとづき、私が銀行に対して負担する債務については、第四北越信用保証株式会社（以下「貴社」という）に保証を委託します。

### 第1条（委託の範囲）

1. 私が貴社に委託する保証の範囲は、表記ローン取引による教育ローン借入規定（カードローンタイプ）または教育ローン借入規定（一括借入タイプ）にもとづき私が銀行に対し負担する借入金、利息、損害金、その他いっさいの債務とします。
2. 教育ローン借入規定（カードローンタイプ）または教育ローン借入規定（一括借入タイプ）の内容が変更されたときは、本約款にもとづく保証委託の内容も当然に変更されるものとします。
3. 貴社による保証は、貴社が保証を適当と認め保証決定をした後、これに基づいて銀行がカードローン口座を開設した時、または融資を実行した時に成立するものとなります。
4. 本約款にもとづく保証委託の効力は、表記ローン取引により契約者が銀行に対して負担する債務が残存する間、存続するものとします。
5. 前項1の保証内容は、この約款のほか教育ローン借入規定（カードローンタイプ）または教育ローン借入規定（一括借入タイプ）の各条項によるものとします。

### 第2条（約款の遵守）

私が貴社の保証を得て銀行から融資を受ける場合、本約款ならびに教育ローン借入規定（カードローンタイプ）または教育ローン借入規定（一括借入タイプ）に記載の各条項を遵守し、期日に遅滞なく元利金を支払います。

### 第3条（代位弁済）

1. 貴社が銀行から保証債務の履行を求められた場合、私は、貴社が私に対して通知、催告なく保証債務を履行しても異議ありません。
2. 貴社が銀行に対して代位弁済をした場合、私は、銀行が私に対して有していたいっさいの権利が貴社に継承されることに異議ありません。
3. 前項により貴社が継承した権利を行使する場合、教育ローン借入規定（カードローンタイプ）または教育ローン借入規定（一括借入タイプ）および本約款の各条項が適用されるものとします。

### 第4条（求償権）

前条により貴社が銀行に対して代位弁済した場合、私は次の各号に定める求償権および関連費用について弁済の責を負い、その合計額をただちに貴社に支払います。

- (1) 前条により貴社が代位弁済した全額。
- (2) 貴社が代位弁済のために要した費用の総額。
- (3) 前号(1)、(2)の金額に対する貴社が代位弁済した日の翌日から私が求償債務の履行を完了する日まで年14.0%の割合（年365日の日割り計算）による遅延損害金。
- (4) 貴社が私に対し、前号(1)から(3)の金額を請求するために要した費用の総額。

### 第5条（求償権の事前行使）

1. 私が次の各号の一つにでも該当した場合には、貴社から通知催告等がなくても、当然に貴社に対し、あらかじめ求償債務を負い、ただちに異議なく債務全額を返済します。
  - (1) 破産、民事再生手続開始等債務整理に関して裁判所の関与する手続きの申立があったとき。
  - (2) 営業廃止の表明、弁護士等への債務整理の委任等、支払停止したと認められる事実が発生したとき。
  - (3) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
  - (4) 私の銀行の預金、その他銀行に対する債権について仮差押、保全差押または差押の命令、通知が発送されたとき。
  - (5) 行方不明となり、貴社ならびに銀行より私に宛てた通知が届出の住所に到達しなくなったとき。
2. 次の場合には、貴社の請求によって前項と同様あらかじめ求償債務を負い、ただちに異議なく債務全額を返済します。
  - (1) 私が貴社の保証を受けている債務の一部でも履行を遅滞したとき。
  - (2) 私がこの約款に違反したとき。
  - (3) 私が表記ローン申込に際し虚偽の申告をしたことが判明したとき。
  - (4) 前号(1)から(3)に準ずるような債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。
3. 前項の場合において、私が住所変更の届出を怠る、あるいは貴社からの請求を受領しないなど私の責めに帰すべき事由により、請求が延着しまたは到達しなかった場合は、通常到達すべき時期に期限の利益が失われたものとします。

### 第6条（求償権の担保）

私は、貴社が債権保全のため必要と認め請求されたときは、ただちに貴社の承認する担保を差し入れ、また連帯保証人をたて、追加します。

### 第7条（費用の負担）

貴社が求償権保全のために要した費用ならびに第3条によって取得された権利の保全もしくは行使に要した費用はすべて私が負担します。

### 第8条（返済の充当順序）

私の返済した金額が、貴社に対する債務の全額を消滅させるに足りないときは、貴社が適当と認める順序、方法により充当されても異議ありません。

### 第9条（保証料、手数料）

1. 貴社の保証に対して私が支払う保証料は、貴社所定の方法で計算した金額とします。
2. 私の支払う保証料が借入金利に含まれている場合には、その保証料を貴社所定の日銀行より支払うものとします。
3. 私は、この保証に伴う貴社所定の手数料を借入日に貴社に支払います。なお、借入日以降手数料については、返還の請求を致しません。

### 第10条（調査）

1. 貴社は、この保証に関して、私の資産、収入、信用等について調査できるものと

します。

2. 私は前項の調査について、貴社からの請求を受けたときは、ただちに報告し、また調査に必要な便益を提供します。

### 第11条（通知義務）

1. 私は、氏名、住所、勤務先等に変動があったとき、および貴社の求償権行使に影響ある事態が発生したときはただちに貴社に通知します。
2. 私が前項の届出を怠ったため、貴社が私から最後に届出のあった氏名、住所に宛てて通知または送付書類を送付した場合には、延着しまたは到達しなかった時でも通常到達すべきときに到達したものとします。

### 第12条（連帯保証人）

1. 連帯保証人はこの約款の各条項を承認し、この約款に定めるいっさいの債務につき保証委託者と連帯して履行の責を負います。
2. 連帯保証人は表記ローン取引による当座貸越契約または金銭消費貸借契約に基づき、保証委託者が銀行に対して負担する債務を連帯保証人が銀行に対して代位弁済したとしても、この債務について連帯保証を約している貴社に対して何らの求償を致しません。
3. 連帯保証人は貴社が相当と認めるときは担保または他の保証を変更、解除しても免責を主張しないものとします。

### 第13条（成年後見人等の届出）

1. 私またはその代理人は、家庭裁判所の審判により、私について補助・保佐・後見が開始された場合、ただちに成年後見人等の氏名・その他必要な事項を書面によって貴社に届出します。
2. 私またはその代理人は、家庭裁判所の審判により、私について任意後見監督人の選任がなされた場合、ただちに任意後見監督人の氏名、その他必要な事項を書面によって貴社に届出します。
3. 私またはその代理人は、私についてすでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前項1. 2. と同様に貴社に届出します。
4. 私またはその代理人は、前項1から前項3の届出事項に取消または変更等が生じた場合に同様に貴社に届出します。
5. 前項1から前項4の届出の前に生じた貴社の損害については、貴社の責めに帰すべき事由による場合を除き、貴社は責任を負わないものとします。

### 第14条（公正証書の作成）

私は、貴社からの請求を受けたときは、ただちに求償債務に関し強制執行の認諾条項ある公正証書の作成に関するいっさいの手続きをします。このために要した費用は私が負担するものとします。

### 第15条（規約の変更）

1. 約款の内容を変更する場合、貴社は私に変更内容および変更日を銀行のホームページへ掲載することにより通知するものとします。
2. 変更内容に関する通知がされた後に、私が教育ローン借入規定（カードローンタイプ）または教育ローン借入規定（一括借入タイプ）に基づく取引をした場合、貴社は私がその変更内容を承認したものとみなすことができるものとします。

### 第16条（管轄裁判所の合意）

私は本約款に関して訴訟の必要が生じたときは、訴額のいかんにかかわらず、貴社の本社・支店・営業所所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

### 第17条（反社会的勢力の排除）

1. 私および保証人は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。
  - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
  - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
  - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
  - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
  - (5) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 私および保証人は、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約します。
  - (1) 暴力的な要求行為
  - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  - (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて貴社の信用を毀損し、または貴社の業務を妨害する行為
  - (5) その他前各号に準ずる行為
3. 私または保証人が、暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、私は貴社の請求によって、貴社に対しあらかじめ求償債務を負い、ただちに異議なく債務全額を返済します。
4. 前項の規定の適用により、私または保証人に損害が生じた場合であっても、私は貴社になんらの請求をしません。また、貴社に損害が生じたときは、私または保証人がその責任を負います。
5. 第3項の規定により、債務の返済がなされたときに、本約定は失効するものとします。

以上



個人情報の取り扱いに関する同意条項[株式会社 第四北越銀行・第四北越信用保証株式会社]

第1条 【個人情報の取得・保有・利用】

株式会社第四北越銀行（以下「銀行」という）及び第四北越信用保証株式会社（以下「保証会社」という）は、借入申込人の借入申込（金銭消費貸借契約または当座貸越契約及び保証委託契約を含む。以下「本契約」という。）の与信取引時の判断及び与信後の管理のため、以下の情報（以下これらを総称して「個人情報」という）を取得し、保護措置を講じた上で共同して利用します。但し、⑦の情報について、第3条（2）に記載されている、株式会社シー・アイ・シーから取得する情報については、保証会社のみが利用します。

（取得・利用する個人情報の内容）

- ① 借入申込人が所定の申込書に記入、申告した借入申込人の氏名、年齢、生年月日、性別、住所、電話番号、メールアドレス、勤務先、勤務先電話番号、家族構成、住居状況
- ② 本契約に関する申込日、契約日、契約の種類、契約額、制度名、返済回数、返済開始後の利用残高、月々の返済状況
- ③ 本契約に関する借入申込人の返済能力を調査するため又は返済途上における返済能力を調査するため、借入申込人が所定の申込書に記入、申告した借入申込人の資産、負債、収入、支出、銀行及び保証会社が取得した取引履歴及び過去の債務の返済状況
- ④ 借入申込人又は公的機関から、適法かつ適正な方法により取得した、住民票等公的機関が発行する書類の記載事項
- ⑤ 犯罪収益移転防止法で定める書類等の記載事項
- ⑥ 電話帳、住宅地図、官報等において公開されている情報
- ⑦ 第3条（2）に記載されている個人情報機関から取得した借入申込人の個人情報（氏名・生年月日・住所・電話番号・勤務先等の本人情報、借入内容・返済状況・延滞等の客観的情報）
- ⑧ ボイスレコーダー等にて取得した借入申込人等の音声等

第2条 【個人情報の利用・利用中止の申出】

- (1) 銀行は、個人情報の保護に関する法律に基づき、借入申込人の個人情報を適法かつ適切な手段により取得し、以下の業務並びに利用目的の達成に必要な範囲で利用します。

（業務内容）

- ① 預金業務、為替業務、両替業務、融資業務、外国為替業務及びこれらに付随する業務
- ② 公共債及び投信販売業務、保険販売業務、金融商品仲介業務、信託業務、社債業務等法令等により銀行が営むことができる業務及びこれらに付随する業務
- ③ その他銀行が営むことができる業務及びこれらに付随する業務（今後取り扱いが認められる業務を含む）

（利用目的）

借入申込人から取得した個人情報は、銀行及び銀行の関連会社や提携会社の金融商品やサービスに関し、次の利用目的で利用します。  
なお、特定の個人情報の利用目的が、法令に基づき限定されている場合には、当該利用目的以外で利用しません。  
また、借入申込人にとって銀行が取得する個人情報の利用目的が明確になるよう具体的に定めるとともに、例えば、各種アンケート等にご回答いただく際には、回答内容をアンケート集計のためのみに利用する等、取得の場面に応じ、利用目的を限定するよう努めます。

- ① 各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申し込みの受け付けのため
- ② 犯罪収益移転防止法に基づくご本人様の確認等や、金融商品やサービスをご利用いただく資格等の確認のため
- ③ 預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的なお取引引きにおける管理のため
- ④ 融資のお申し込みや継続的なご利用等に際しての判断のため
- ⑤ 適合性の原則等に照らした判断等、金融商品やサービスの提供にかかる妥当性の判断のため
- ⑥ 与信事実に際して個人情報を加盟する個人情報機関に提供する場合やあらかじめ登録いただいたビジネスマッチング情報等を銀行の取引先に提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため
- ⑦ 他の事業者等から個人情報の処理の全部又は一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため
- ⑧ 借入申込人との契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
- ⑨ 市場調査、並びにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品及びサービスの研究・開発のため
- ⑩ ダイレクトメールの発送等、金融商品やサービスに関する各種ご提案のため
- ⑪ 提携会社等の商品やサービスの各種ご提案のため
- ⑫ 各種お取引引きの解約やお取引解約後の事後管理のため
- ⑬ その他、借入申込人とのお取引引きを適切かつ円滑に履行するため
- (2) 前項の利用目的の範囲内で銀行が当該情報を利用している場合であっても、ダイレクトメールの発送等、金融商品やサービスに関する各種ご提案について、銀行に中止の申し出があった場合は、銀行は業務運営上支障がない範囲で、それ以降の利用を中止する措置をとります。

第3条 【個人情報機関への登録・利用】

- (1) 銀行及び保証会社は、加盟する個人情報機関及び同機関と提携する個人情報機関に照会し、借入申込人の個人情報（当該各機関の加盟会員によって登録される契約内容、返済状況等の情報のほか、当該各機関によって登録される破産宣告等の官報情報、電話帳記載の情報等を含む。）が登録されている場合には、それを借入申込人との与信取引上の判断（返済能力又は転居先の調査をいう。但し、割賦販売法39条等により、返済能力に関する情報については返済能力の調査の目的に限る。以下同じ。）のために、それを利用します。
- (2) 銀行及び保証会社が加盟する個人情報機関は以下の通りです。各機関の加盟資格、会員名等は各機関のホームページに掲載するものとします。また、本契約期間中に新たに個人情報機関に加盟し、登録・利用する場合は、別途、書面により通知し、同意を得るものとします。

|               |                                                                                                                                                 |
|---------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 銀行・<br>保証会社加盟 | 全国銀行個人情報センター（以下「KSC」）<br>TEL 03-3214-5020 <a href="https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/index.html">https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/index.html</a> |
|               | 株式会社 日本信用情報機構（以下「JICC」）<br>TEL 0570-055-955 <a href="https://www.jicc.co.jp/">https://www.jicc.co.jp/</a>                                       |
| 保証会社加盟        | 株式会社 シー・アイ・シー（以下「CIC」）<br>TEL 0570-666-414 <a href="https://www.cic.co.jp/">https://www.cic.co.jp/</a>                                          |

- (3) 銀行及び保証会社が加盟する個人情報機関（KSC、JICC、CIC）は、相互に提携しております。
- (4) 借入申込人の本契約に関する客観的な取引事実（本契約が不成立の場合の当該申込をした事実を含む）に基づく個人情報（その履歴を含む）は、銀行及び保証会社の加盟する個人情報機関に下表に定める期間登録され、銀行及び保証会社が加盟する個人情報機関及び同機関と提携する個人情報機関の加盟会員により、借入申込人との与信取引上の判断のため利用されます。

| 登録される個人情報                                                        | 個人情報機関名と登録期間                             |                                                       |                                          |
|------------------------------------------------------------------|------------------------------------------|-------------------------------------------------------|------------------------------------------|
|                                                                  | KSC                                      | JICC                                                  | CIC                                      |
| 氏名、生年月日、性別、住所（本人への郵便不着の有無等を含む。）、電話番号、勤務先等の本人情報                   | 下記の情報のいずれかが登録されている期間                     | 同左                                                    | 同左                                       |
| 契約日、契約額、契約種類、最終返済日等の本契約の内容及びその返済状況（延滞、代位弁済、強制回収手続、解約、完済等の事実を含む。） | 本契約期間中及び本契約終了日（完済していない場合は完済日）から5年を超えない期間 | 契約継続中及び契約終了後5年以内（ただし、債権譲渡の事実に係る情報については当該事実の発生日から1年以内） | 本契約期間中及び本契約終了日（完済していない場合は完済日）から5年を超えない期間 |
| 銀行及び保証会社が加盟する個人情報機関を利用した日及び本契約又はその申込の内容及び                        | 当該利用日から1年を超えない期間                         | 照会日から6ヶ月以内                                            | 同左                                       |
| 官報情報                                                             | 破産手続開始決定等を受けた日から7年を超えない期間                |                                                       |                                          |
| 登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨                                            | 当該調査中の期間                                 | 同左                                                    | 同左                                       |
| 本人確認資料の紛失・盗難等の本人申告情報                                             | 本人から申告のあった日から5年を超えない期間                   | 契約継続中及び契約終了後5年以内                                      | 受付日より5年以内                                |
| 与信自粛申出、その他の本人申告情報                                                |                                          | 契約継続中及び契約終了後5年以内                                      | 受付日より5年以内                                |

- (5) 前項の個人情報は、その正確性・最新性維持、苦情処理、個人情報機関による加盟会員に対する規則遵守状況のモニタリング等の個人情報の保護と適正な利用の確保のために必要な範囲内において、個人情報機関及びその加盟会員によって相互に提供・利用されます。

第4条 【個人情報の開示・訂正・削除】

- (1) 借入申込人は、銀行・保証会社及び第3条（2）に記載されている個人情報機関に対して、自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。
- (2) 万一個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、銀行及び保証会社は、速やかに訂正又は削除に応ずるものとします。

第5条 【本同意条項に不同意の場合】

銀行及び保証会社は、借入申込人が本契約に必要な記載事項（申込書表面で借入申込人が記載すべき事項）の記載を希望しない場合及び本同意条項の内容の全部又は一部を承認できない場合、本契約をお断りすることがあります。  
但し、第2条（2）に定める、銀行の各種ご提案に対する中止の申出があっても、これを理由に銀行及び保証会社が本契約をお断りすることはありません。

第6条 【本契約が不成立の場合】

本契約が不成立の場合であっても本申込をした事実は、第1条及び第3条（4）に基づき、当該契約の不成立の理由の如何を問わず一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。

第7条 【個人情報の第三者提供】

本契約に係る債権は、債権譲渡（証券化目的を含む）という形式で、銀行又は保証会社から他の事業者等に移転することがあります。その際、契約者の個人情報は、当該債権譲渡のために必要な範囲内で債権譲渡先又は証券化のために設立された特定目的会社等に提供され、債権管理・回収等の目的のために利用されます。

第8条 【条項の変更】

本同意条項は、法令に定める手続により、必要な範囲内で変更できるものとします。

第9条 【お問い合わせ窓口】

本同意条項に関するお問い合わせ、個人情報の利用中止申出及び開示・訂正・削除の請求は、以下の窓口までお願いします。

株式会社 第四北越銀行 本・支店、コンタクトセンター  
及びコンサルティングプラザ  
第四北越信用保証株式会社 お客様相談室 TEL 025-245-0670代

銀行の業務内容、個人情報の利用目的、並びに利用中止申出、開示・訂正・削除の請求手続につきましては、銀行のホームページ（<https://www.dhbk.co.jp/>）にも掲載します。  
なお、個人情報機関に登録されている個人情報の開示は、第3条（2）に記載の個人情報機関で行うものとします。（銀行・保証会社では行うことができません。）

以上

お申込後も必ず保管してください。再交付はお取引店にお申し出ください。